釜石市会計年度任用職員募集要項
（令和８年度採用分）

１　会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和２年４月施行の地方公務員法の改正に伴い、同法第 22 条の２第１項の規定により設けられる一般職非常勤職員の制度です。任用されますと地方公務員として勤務していただきます。

２　職種による会計年度任用職員の区分及び募集人数

詳しい募集職種及び業務内容については、**「令和８年度分会計年度任用職員募集一覧」**をご確認ください。

３　勤務時間による会計年度任用職員の区分

業務内容によらず、勤務時間の長短で、会計年度任用職員を次のように区分します。

フルタイム会計年度任用職員	常勤職員と同様の勤務時間（1 日 7 時間 45 分、週 5 日勤務）
パートタイム会計年度任用職員	常勤職員より短い勤務時間の職員

４　基本的な勤務条件

任用期間等	**任用された日から令和９年３月３１日まで（１会計年度）** ※業務により短期間勤務もあります。また年度内に任期の更新をする場合もあります。
再度の任用について	勤務成績により再度の任用を行う場合があります。 **※ただし、定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。**
勤務時間等	＜フルタイム＞ ・週５日（原則：月曜日から金曜日）（週 38 時間 45 分） ・8 時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩時間 60 分） ※勤務日および勤務時間については、配属先により異なる場合があります。 ＜パートタイム＞ ・週５日以内（原則：月曜日から金曜日） ※一週間当たりの勤務時間数や具体的な勤務時間は、職種等によって異なります。別添募集職種一覧にてご確認下さい。
給料・報酬	別添募集一覧表のとおり ※再度の任用をされた場合には、会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算された金額になります。（職種により上限があります。）
通勤手当	通勤距離及び通勤方法に応じて支給されます。 ※自家用車での通勤は可能ですが、駐車場は各自で確保していただきます。
期末手当	原則として任期が６月以上及び週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合支給されます。 期末手当の支給月数は６月期 1.2625 月分・12 月期 1.2875 月分です。 ※採用後最初に支給される手当は、在職期間等に応じて支給月数が異なります。

勤勉手当	勤務成績に応じて、期末手当と同じ要件で支給されます。 勤勉手当の支給月数は６月期 1.0625 月分・12 月期 1.0875 月分です。 ※採用後最初に支給される手当は、在職期間等に応じて支給月数が異なります。
諸手当	時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当など
退職手当	フルタイムで一定の条件を満たした場合に支給されます。
休日	週休日（原則として、土・日曜日）、祝日、年末年始 ※施設等配属された部署によっては、異なる場合があります。
休暇	・年次休暇　勤務日数等によって異なります 例：フルタイムで任期が６ヵ月以上ある場合…10 日 ※再度の任用をした場合、最大 20 日付与 ・特別休暇　忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、子等の看護休暇、病気休暇（取得期間の一部日数）、産前・産後休暇など（有給） ・病気休暇、育児休業、介護休暇（無給）
社会保険等	共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険の適用 ※フルタイムの場合、一定の条件を満たした場合には、年金等も含めて岩手県市町村職員共済組合に加入します。 ※任用期間や勤務時間が短い場合、共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険の加入対象とならない場合があります。
労災保険	労働災害補償保険または市の公務災害補償制度のいずれかが適用されます。
服務	地方公務員法に規定する各服務規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限） **※営利企業等への従事の制限は、フルタイムのみ該当します。**
その他	・給与等支給日は毎月 15 日（ただし、日額又は時間額による報酬、時間外勤務手当等の実績に応じて支給するものは翌月 15 日） ・人事評価制度、職員研修、懲戒処分の対象となります。

５　受験資格

(1) 年齢等

年齢・性別・学歴等は問いません。

(2) 資格免許等

①　パソコンの文書作成及び表計算ソフトが使用可能な人（労務職員を除く）
②　募集職種により、資格、免許、経験等を有することを条件としているものがあります。
③　配属先によっては、公用車の運転を行う場合があります。

(3)　次のいずれかに該当する方は受験できません。

①　拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの方
②　釜石市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方
③　日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方
④　日本国籍を有しない方

６　採用試験日程及び会場

職種	試験日時・試験会場	試験会場（予定）
全職種	随時行います。返送された「受験票」に記載された日時・会場に集合してください。（※申込書類到着日の２週間後を目途に実施します。）	

７　試験の方法及び内容

職　種	選考方法	試　験　の　内　容
全職種	書類審査	提出された申込書をもとに、仕事に対する意欲、適正等を審査します。
	面接試験	人物、公務員としての適格性、対人関係能力等を審査します。

８　受験申込手続

⑴ 提出書類

提　出　書　類	書　　類　　の　　説　　明
①会計年度任用職員採用試験申込書　（１通）	・試験職種の番号、職種を記載してください。 **※ただし、申込職種は１つのみです。** ・試験職種ごとに第１希望から第３希望までの募集番号、職種、勤務場所を記入してください。 **※第１希望は必ず記入してください。** ・写真を貼り付けてください。 （申込前３か月以内に撮影・上半身脱帽・大きさ縦４cm×横３cm）
②資格証又は免許の写し	資格が必要な職種のみ提出してください。
③受験票　（１通）	・第１希望の募集番号、職種を記載してください。 ・写真を貼り付けてください。 （申込前３か月以内に撮影・上半身脱帽・大きさ縦４cm×横３cm）
④返信用封筒　（１通）	受験票を送付する封筒（長形３号または４号に宛先を記入し 110 円切手を貼り付けたもの）に住所・氏名を記載し同封して下さい。

※①、③は所定の様式になります。
釜石市のホームページからもダウンロードできます。（https://www.city.kamaishi.iwate.jp/）

⑵　受付期間・申込先

受付期間	**随時募集中 （※応募状況により、事前予告なく募集を終了する場合があります。）**	
	持参	・午前８時 30 分から午後５時 15 分まで受け付けます。 （土日、祝日は除きます。）
	郵送	・郵送で申込書類を提出する場合は、封筒の表に**「会計年度任用職員採用試験申込」**と朱書きし、返信用封筒（長形３号または４号に宛先を記入し 110 円切手を貼り付けたもの）を同封のうえ、**特定記録郵便または簡易書留扱いで送付**してください。※後日、受験票を返送します。
申 込 先	釜石市役所　総務企画部　総務課　職員係（３階） 〒026-8686　釜石市天神町５番 20 号　℡0193-52-0063（内線 4034）	

※　提出された受験票は、総務課で受付印(ｼｰﾙﾌﾟﾚｽ)を押印後、試験会場、面接の集合時間及び開始時間を記載し交付します。
なお、提出していただいた申込書類はお返ししませんのでご了承ください。

※ **提出書類に不備がある場合は、受付できませんので、提出する際は書類の再確認と期限に余裕をもって提出してください。**

９　合格者の発表及び採用について

⑴ 合格者発表

① 発表時期　　面接実施後、２週間後をめどに発表予定です。

② 発表方法　　受験者全員に合否を通知します。

※　健康診断書を合格発表後に提出していただきます。必要な検査項目は合格者に通知します。なお、検査費用は自己負担となります。

※　地方公務員法の規定に基づき、採用者はすべて条件付採用とし、採用後１か月を良好な成績で勤務したとき会計年度任用職員として正式採用となります。

その他詳細については、釜石市役所総務課職員係までお問い合わせください。
住所：〒026-8686　釜石市天神町５番 20 号
電話：0193-52-0063　ホームページ：https://www.city.kamaishi.iwate.jp/

申込書類にあります個人情報は、今回の採用試験の参考にするもので、その目的以外で使用することはありません。

【試験会場略図】　※会場が変更となる場合があります。

〇釜石市役所（岩手県釜石市天神町５番 20 号）

